

資料

試算・中小企業の事業主社会保険料負担額

全国一律最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅賃上げ（時給 1500 円を目指し、当面時給 1000 円の実現）をめざすうえで、中小企業支援が求められている。その一つの方策として、中小企業の社会保険料の減免が検討されている。ここでは、そのための資料として、中小企業が支払う社会保険料の負担額がどれくらいになるか、試算することにした。

【試算の前提】

1 中小企業の定義

試算にあたっては、中小企業の定義を明確にし、企業規模別の労働者の賃金、企業規模別・年齢別労働者数などを確定する作業が必要になる。それらの作業を、産業別に行うことは、作業が非常に煩雑になるばかりか、統計上の制約もあり、困難なので、ここでは、中小企業については、社会保険料の計算にあたって不可欠な労働者に支払う賃金を就業者規模別・雇用形態別に計算できる厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の区分を考慮して、同調査で小企業に分類される 5～30 人未満の企業とした。

5～30 人未満企業には、社会保険適用民間労働者のおおよそ 4 人に 1 人、23.7%が働いている（総務省「労働力調査・詳細集計」）。しかも、その賃金水準は低く、大企業と比べて 62～68%の賃金水準でしかない（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）。しかも、その経営は、大企業の中小企業いじめもあり、困難な状況にある。全国一律最賃制を導入し、最低賃金の

幅引き上げを実現すれば、最も大きな影響を受ける企業といえる。

したがって、本稿では、全国一律最賃制度の導入によって、とくに経営が困難になると想定される 30 人未満の中小企業に限定して、社会保険料の負担額を推計し、社会保険料の減免措置をどう考えるかの素材を提供していくことにした。

2 社会保険適用労働者について

社会保険が適用される労働者の範囲は、法律によって、以下のように規定されている。①常時 5 人以上の従業員が働く事業所は、健康保険の強制適用事業所とされ、事業主や従業員の意思に関係なく、健康保険への加入が定められている、②また、これら適用事業所に常時使用される 70 歳未満の労働者は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となる。「常時使用される」とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対償として給与や賃金を受けるという使用関係が常用的であることをいう。また、パートタイマー・アルバイト等でも事業所と常用的使用関係にある場合は、被保険者となる。さらに、1 週間の所定労働時間および 1 か月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している一般社員の 4 分の 3 以上である労働者、一般社員の所定労働時間および所定労働日数の 4 分の 3 未満であっても、下記の 5 要件を全て満たす労働者は、被保険者になる。

①週の所定労働時間が 20 時間以上あるこ

と、②雇用期間が1年以上見込まれること、③賃金の月額が8.8万円以上であること、④学生でないこと、⑤常時501人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること。

試算にあたっては、これらの定義を受けて、適用労働者については、常時5人以上の働く事業所に勤める「期間の定めのない労働者」とした。そのことを前提にして、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「労働力調査・詳細集計」の2つの統計にもとづき試算をすることにした。

その主な理由は、①中小企業の企業主負担額の試算に不可欠な企業規模別の労働者の賃金を確定する際、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の「期間の定めのない労働者」を対象にすれば、企業規模ごとに正社員以外の労働者も含め、社会保険適用者を正社員以外により広げて考えることができる、②総務省「労働力調査・詳細集計」は、試算に必要な企業規模別社会保険適用労働者数を推定するうえでも、また、「賃金構造基本統計調査」における「期間の定めのない労働者」と、同調査の常雇の「無期契約の労働者」との整合性があると考えたからである。

【事業主負担社会保険料の試算方法】

1 「標準報酬月額」「標準賞与額」について

社会保険には、健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険がある。社会保険料の事業主負担額は、被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」と3月を超える期間の賞与から1000円未満を切り捨てた「標準賞与額」に、それぞれの社会保険ごとに

定められている保険料率を乗じて求めることができる。

したがって、試算にあたっては最初に、社会保険適用労働者の「標準報酬月額」「標準報酬賞与」を確定する必要がある。「標準報酬月額」「標準賞与額」は、労働者に支給される報酬（基本給、諸手当、超過勤務手当など）にもとづいて算出される。

試算にあたっては、①厚生労働省「賃金構造基本統計調査」には「30～99人」企業のデータはないことから、さしあたり「100人未満」の企業に働く労働者に支払われる「報酬」を算出することにし、また、②社会保険適用労働者については、同調査の「雇用形態別」調査における「期間の定め無し」の労働者として、社会保険料の事業主負担額を計算することにした（表1、54頁参照）。

「期間の定め無し」労働者の賃金を企業規模別にみると、「5～9人」企業の「決まって支給する現金給与総額」は27.72万円、「年間賞与その他特別給与額」は42.86万円となっている。「きまって支給する現金給与総額」には、「所定内賃金、諸手当、超過勤務手当など」が含まれるので、「標準報酬月額」の算定の基準となり、また、「年間賞与その他特別給与額」は「標準賞与額」算定の基準となる。

「標準報酬月額」は法律（健康保険法）によって定められた「標準報酬等級表」にもとづいて決められており、27.72万円の場合は28万円となる。「標準賞与額」は、賞与額の1000円未満を切り捨てた額となるので42万円となる。

前述したように、「10～29人企業」の賃金データについては、「賃金構造基本統計調査」の企業規模別集計では、該当するデータはない。試算にあたっては、そうした統計上の制

約から、若干、賃金は高めになるが、「10～99 人事業所」の現金給与総額、賞与のデータを「10～29 人企業」の賃金データとして使用することにした。そうすると、「10～29 人企業」(＝「10～99 人事業所」)の「きまって支給する現金給与総額」は 29.62 万円、「年間賞与その他特別給与額」は 55.13 万円となる。同様に、「標準報酬月額」は 30 万円、「標準報酬賞与」は 55 万円となる。

2 労働者一人当たりの社会保険事業主負担額

社会保険料の事業主負担額は、労働者に支払う「標準報酬月額」と「標準賞与額」に、健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険それぞれの保険の保険料率を乗じて算出される。

社会保険料の事業主負担額を求めるために、まず、労働者一人当たりの社会保険料事業主負担額を計算することから始めた。それに中小企業に働く社会保険適用労働者数を乗じれば、社会保険料事業主負担総額を算出することができるからである。

労働者一人当たりの社会保険料事業主負担額を算出するためには、前項で確定した社会保険適用労働者の「標準報酬月額」と「標準賞与額」に加えて、各社会保険料の保険料率を明らかにする必要がある。

(1) 労災保険を除く社会保険料の保険料率

労災保険は全額事業主負担の社会保険で、その算出方法は他の社会保険と異なるので、最初に、労災保険を除く社会保険の社会保険料率をみていくことにする。

まず、健康保険料である。健康保険料率は、都道府県ごとに異なるので、ここでは、東京都の料率 9.9%にもとづいて計算することにし

た。健康保険料は労使折半なので、事業主負担料率は 4.95%となる。健康保険料のなかに、子ども・子育て拠出金も含まれる。その料率は 0.23%であり、これは全額事業主負担であるから、合計 5.18%になる。

厚生年金保険料の料率は、18.3%である。労使折半だから事業主負担率は 9.15%となる。

雇用保険料の料率は 0.9%で、そのうち事業主負担料率は 0.6%となっている。

介護保険料の料率は、都道府県ごとに異なるので、健康保険料と同様に東京都の料率 1.57%にもとづいて計算することにした。介護保険料も労使折半なので、事業主負担率は 0.785%となる。ただし、介護保険料は 65 歳以上は原則年金からの天引きで、事業主負担との関わりでは、40 歳～65 歳未満の労働者が適用対象となり、40 歳未満の労働者は適用外となっている。そこで、介護保険料については、40 歳～65 歳未満の労働者に限定して算出する必要がある。(具体的な算出方法は後述)

(2) 労働者一人当たり社会保険事業主負担額の計算

労災保険を除く社会保険料の事業主負担額は、「標準報酬月額」と「標準賞与額」に、それぞれの社会保険の保険料率を乗じて求めることができる。その計算結果を示したのが表 1 である。「5～9 人事業所」と「10～99 人事業所」では、「標準報酬月額」と「標準賞与額」が異なるので、それぞれの「標準報酬月額」と「標準賞与額」に、各社会保険料の事業主負担料率を乗じて、事業所規模別に算出している。

事業主の年間労働者一人当たり社会保険料負担額は、「5～9 人事業所」では、健康保険料 19 万 6200 円、厚生年金保険料 34 万 6600 円、雇用保険料 3 万 2500 円、合計 57 万 5300 円と

なった。さらに、「40歳～65歳未満」の介護保険対象労働者の一人当たり介護保険料の事業主負担は2万9700円となる。

「10～29人事業所」では、それぞれ健康保険料21万3800円、厚生年金保険料37万9500円、雇用保険料3万5300円、合計62.87万円になる。これに介護保険対象労働者については、一人当たり事業主負担分3万2600円が加わることとなる。

(3) 労災保険料について

労災保険料の事業主負担額は、後述するように、労働者一人当たり事業主負担額として計算するようになっていないので、独自の項目を設けて算出することにする。

3 中小企業の事業主社会保険料負担額

中小企業の事業主社会保険料負担額は、健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険の事業主負担額に、労災保険の負担額を加えて計算することになる。

表1 中小企業の労働者一人当たり事業主負担社会保険料（労災保険を除く）

5～9人企業	健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	介護保険料	事業主負担額
きまって支給する現金給与額（標準報酬月額28万円）	万円	万円	万円	万円	万円
277.2千円（40歳未満） 事業主負担額【月額】	1.45	2.56	0.25	—	4.60
事業主負担額【年間】	17.40	30.74	2.99	—	51.14
277.2千円（40～65歳未満・介護保険料含む）	1.45	2.56	0.25	0.22	4.70
事業主負担額【月額】					
事業主負担額【年間】	17.40	30.74	2.99	2.64	56.42
年間賞与その他特別給与額（標準賞与・年間42万円）	万円	万円	万円	万円	万円
428.6千円（40歳未満）	2.22	3.92	0.26	—	6.39
428.6千円（40～65歳未満・介護保険料含む）	2.22	3.92	0.26	0.34	6.73
社会保険料事業主負担額（40歳未満）	19.62	34.66	3.25	—	57.53
社会保険料事業主負担額（40～65歳未満・介護保険料含む）	19.62	34.66	3.25	2.97	60.51

10～29人企業	健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	介護保険料	事業主負担額
きまって支給する現金給与額（標準報酬月額30万円）	万円	万円	万円	万円	万円
296.2千円（40歳未満） 事業主負担額【月額】	1.54	2.75	0.27	—	4.56
事業主負担額【年間】	18.53	32.94	3.20	—	54.67
296.2千円（40～65歳未満・介護保険料含む）	1.54	2.75	0.27	0.24	4.79
事業主負担額【月額】					
事業主負担額【年間】	18.53	32.94	3.20	2.83	57.49
年間賞与その他特別給与額（標準賞与・年間55万円）	万円	万円	万円	万円	万円
551.3千円（40歳未満）	2.85	5.01	0.33	—	8.20
551.3千円（40～65歳未満・介護保険料含む）	2.85	5.01	0.33	0.43	8.63
社会保険料事業主負担額（40歳未満）	21.38	37.95	3.53	—	62.87
社会保険料事業主負担額（40～65歳未満・介護保険料含む）	21.38	37.95	3.53	3.26	66.13

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2017年、厚生労働省、日本年金機構資料より作成。

(注1) 中小企業は5～9人、10～29人以下企業。きまって支給する現金給与総額は、期間の定めのない労働者への支給額。

(注2) 社会保険料率は2018年3月現在。

(注3) 健康保険料には、子ども・子育て拠出金を含む。

(注4) 労災保険料は別途計算（後述）。

(1) 健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険の事業主負担額の計算

労災保険を除く社会保険の事業主負担額は、労働者一人当たりの社会保険事業主負担額に、中小企業に働く労働者数を乗じることによって計算できる。

「労働力調査・詳細集計」(2017年)では、中小企業に働く労働者数について、①「5～9人」「10～29人」の就業者規模別企業ごとに、また、②雇用形態別には、賃金構造基本統計調査の「期間の定め無し」労働者とほぼ同様の概念ととらえることができる常雇の「無期の契約」労働者数、さらに、③年齢階級別労働者数もみることができる。

しかし、このなかの事業規模別労働者には「官公」労働者が含まれ、年齢階級別労働者の項には、「民間」と「官公」の区別はない。そこで、事業規模別労働者のなかに占める「官公」労働者の割合を算出し、年齢階級別労働者のなかに占める「官公」労働者の割合が同じと考えると、企業規模別民間労働者数を推計した。

また、年齢別社会保険適用労働者数を推計するにあたっては、「65歳以上」民間労働者と、後述するように「60歳代前半」労働者の一定割合を除くことにした。これらの年齢層のなかには社会保険適用労働者が少ないと考えたからである。

これらのことを前提にして、同調査にもとづいて、事業主負担額を算出するのに必要な中小企業に働く労働者数を見ていくことにしよう。「5～9人」企業に働く「無期の契約」労働者は271万人、「10～29人」企業は511万人となっている(表2)。

しかし、このなかには、在学中の労働者や社会保険が適用されていない「高齢労働者」も含

まれている。在学中の労働者の割合は、民間企業に働く労働者の1.3%となっている。中小企業に働く労働者のなかで、在学中の労働者の割合も全体と同じとして計算すると、社会保険適用外労働者は、「5～9人」企業で3万人、「10～29人」企業で24万人となる。

また、ほとんどの企業が60歳定年制をとっており、「60～64歳」層のなかで、社会保険適用労働者となる比率はそう高くない。日本労働政策研究・研修機構「高齢者の雇用に関する調査(企業)」(2016年6月)によると、100人未満企業の、この年齢層の正社員の比率は39.1%である。「労働力調査・詳細集計」の年齢区分は10歳区分となっており、民間企業に働く「55～64歳」の就業者は480.9万人と推計できる。試算では、「60～64歳」の社会保険適用労働者を算出するために、「55～64歳」の就業者を等分して「60～64歳」に加え、その39.1%を社会保険適用者とすることにした。また、「65歳以上」の労働者は社会保険の適用外とした。そうして計算した結果を示したのが表2である。

健康保険、厚生年金保険、雇用保険については、表1の労働者一人当たり社会保険料事業主負担額に、社会保険適用労働者数を乗ずると、また介護保険料については、同様に、「40～65歳未満」の社会保険適用労働者に乗ずると、事業主負担額を計算することができる。

介護保険料の事業主負担については、介護保険の被保険者が「40～65歳未満」となることから、「5～9人」「10～99人」の就業者規模別に、「40～65歳未満」の労働者数を明らかにして計算しなければならない。

そこで、①同調査の年齢区分は、「15～25歳」「25～35歳」「35～45歳」「45歳～55

歳」「55～64歳」と10歳区分になっているので、「40歳未満」「40～65歳未満」層に区分する際には、「35～45歳」を等分に分け、それぞれを「40歳未満」「40～65歳未満」層に配分することにした。また、「60～65歳未満層」については、「55～64歳」を等分に分け、それぞれを「55～60歳未満層」「60～65歳未満層」とした。「60～65歳未満層」については、前述した計算方法で算出した。そして、「無期の契約」労働者の年齢別割合をみると、「40歳未満」が47%、「40～65歳未満」が53%になっていることから、その比率で就業者規模別「40～65歳未満」別の労働者数を計算するこ

とにした。その結果を示したのが表2である。

表1にある介護保険適用外の「40歳未満」層と介護保険適用の「40～65歳未満」の労働者一人当たり社会保険料事業主負担額を就業者規模別に、それぞれ該当する労働者数を乗じることによって、健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険の事業主負担額を計算することができる。その結果を示したのが表3である。労災保険料を除く中小企業の社会保険料事業主負担額は、総計4兆6712億円となった。

(2) 労災保険の事業主負担額

労災保険料は全額事業主負担で、[従業員数×賃金総額×事業別保険料率]という計算式で

表2 小企業で働く年齢別・社会保険適用労働者数

企業規模	労働者数	社会保険適用外労働者	社会保険適用労働者	40歳未満	40～65歳未満
	万人	万人	万人	万人	万人
5～9人	271	13	258	121	137
10～29人	511	24	487	228	259
5～29人計	781	36	745	349	396

資料：総務省「労働力調査・詳細集計」2017年、日本労働政策研究・研修機構「高齢者雇用に関する調査（企業）」（2016年）

（注1）社会保険適用外労働者は在学中の労働者+65歳以上労働者。

（注2）年齢別区分は10歳区分なので、35～44歳層を等分し、それぞれを「40歳未満」と「40～65歳未満」に配分した。「55～65歳」についても、この層を等分して「60～65歳」とし、社会保険適用労働者については、日本労働政策研究・研修機構「高齢者雇用に関する調査（企業）」（2016年）では、その39.1%が正社員だったことから、この層の39.1%を社会保険適用者として算出した。

表3 中小企業事業主社会保険料負担額（労災保険料除く）

		労働者一人当たり社会保険料負担額	労働者数	負担額計
就業者5～9人事業主社会保険料負担額	40歳未満	57.53	121	6,961.1
	40～65歳	60.51	137	8,289.9
就業者10～29人事業主社会保険料負担額	40歳未満	62.87	228	14,334.6
	40～65歳	66.13	259	17,126.5
				46,712.1

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「労働力調査・詳細集計」、日本年金機構、厚生労働省資料より作成。

算出される。

事業別保険料率は、各事業によって大きく異なるので、試算にあたっては、その料率を3.5 / 1000とした。ちなみに、事業別保険料率は、「卸売業・小売業、飲食店または宿泊業」は3.5 / 1000、「輸送用機械器具製造業」は4 / 1000、「電気機械器具製造業」は3 / 1000となっている。

従業員数は、表2で計算されており、年間賃金総額は、「決まって支給する現金給与総額」(月間)にもとづいて年間分(12か月分)を計

算し、それに「年間賞与その他特別給与額」を加えて計算することができる(表4)。年間賃金総額は、就業者規模「5～9人」企業で333.6億円、「10～99人」企業で1545.5億円、労災保険料事業主負担額は、合計1879.0億円となる。

以上の社会保険料負担額の総計を示したのが、「総括表 中小企業事業主社会保険料負担額」である。

(労働総研 2018年8月作成)

表4 労災保険料事業主負担額

従業者規模	総数	きまって支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	年間賃金総額	労災保険料
	万人	万円	万円	万円	億円
5～9人	258	27.72	42.86	375.50	339.1
10～29人	487	29.62	55.13	410.57	699.8
労災保険料事業主負担額					1,038.9

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2017年、総務省「労働力調査・詳細集計」、厚生労働省「労災保険料率2017年度」より作成。

(注) 労災保険料は次の計算式で算出される。労災保険料＝従業員数×年間賃金総額×事業別労災保険料率。各事業によって保険料率は異なるので、ここでは料率を3.5 / 1000として計算した。ちなみに、事業別保険料率を見ると、「卸売業・小売業、飲食店または宿泊業」は3.5 / 1000、「輸送用機械器具製造業」は4 / 1000、「電気機械器具製造業」は3 / 1000となっている。

総括表 中小企業事業主社会保険料負担額

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険保険料	(億円)	46,712.1
労災保険保険料	(億円)	1,038.9
合計		47,751.0